

一般社団法人 日本法中毒学会 役員選出規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本法中毒学会（以下「本法人」と略す）の定款第22条に基づく役員を選出に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(選挙管理委員会)

第2条 本法人の理事及び監事の選挙の管理・執行の業務を行うため、本法人に選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会を構成する委員長及び委員2名は、次期役員としての被選挙権のない社員から、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
- 3 委員長及び委員の任期は2年とし、委嘱の日から始まり次期委嘱の前日までとする。ただし再任を妨げない。
- 4 選挙に関して疑義を生じたときは、選挙管理委員会の決議によって決定する。

(理事及び監事を選出方法)

第3条 本法人の理事及び監事は、本法人の定款及び定款施行細則に定められたことのほかは、この規程に則って選出する。

- 2 理事は、定款施行細則第12条に定める所属分野ごとに選出する。
- 3 社員の所属する所属分野は、理事選挙の行われる前年の12月1日現在の登録分野とする。所属分野は、法医学、薬学、警察及びその他とし、各分野の被選挙権のある社員割合などを勘案して分野の理事定数を決定する。
- 4 理事定数の概ね半数は、理事会からの推薦候補とする。
- 5 前項を除くほかの理事は、社員の互選により選出する。
- 6 監事は、社員の互選により選出する。
- 7 選挙管理委員会は、理事及び監事選挙の行われる年の総会の5か月前までに、社員に対して文書又は電磁的手段によって理事及び監事選挙を実施することを公告しなければならない。
- 8 理事及び監事選挙の期日は、総会の1か月前までの日とする。
- 9 理事及び監事に欠員が生じた場合、理事においては本条第5項選挙次点者より、監事においては本条第6項選挙次点者より欠員を速やかに補充する。任期は欠員となった理事の残余の期間とする。

(投票と開票)

第4条 理事の選挙は、選挙管理委員会が定める方法（郵送又は電子投票システム）による無記名投票により行う。

- 2 前条第4項理事選挙は信任投票により行う。
- 3 前項の信任投票では、有効投票数の2/3以上の信任をもって当選とする。
- 4 前条第5項理事選挙は、分野ごとに公告された定数分の、前条第4項に示す推薦候補以外かつ被選挙権を有する社員氏名を連記することにより行う。
- 5 記名投票では、分野ごとに得票数の多い者から順次当選者とする。
- 6 監事選挙は、前条第4項に示す候補者及び前条第5項理事候補として投票用紙に記載したもの以外の被選挙権を有する社員2名を連記することにより行う。
- 7 開票は、選挙管理委員会が定めた日に選挙管理委員が行い、法人事務局が補佐する。
- 8 投票の効力は選挙管理委員会の決定による。ただし、次の投票は無効とする。
 - (1) 記名投票
 - (2) 定数を超える氏名を書いた場合
 - (3) 同一人の氏名を2つ以上書いた場合
- 9 選挙管理委員会は、当選人確定に当たって選出者の承諾を得た後に、速やかに選挙結果を理事会に報告する。

(理事長の選出)

第5条 理事長は、理事が新たに選任された後、速やかに新理事による理事会を招集し、新たな理事長を選出する。

- 2 前項の理事会の議長は、前任の理事長が務める。
- 3 理事長の選出は、すべての理事を被選挙権者とし、理事の自薦又は他薦により理事会に出席した全理事の無記名・単記投票の選挙によるものとする。
- 4 投票方法及び当選者の決定は、次の各号の規定による。
 - (1) 過半数を得票した者を当選者とする。
 - (2) 1回の投票で過半数の得票がなかった場合には、上位2名による決選投票を行う。
 - (3) 決選投票で同点のときは、抽選で決するものとする。

(本規程の変更)

第6条 本規程は、理事会の承認を得て変更できるものとする。

附則

1 本規程は、2023年11月1日から施行する。